

I 七生養護学校事件の概要

1 七生養護における「こころとからだの学習」のニーズ

東京都日野市にある七生養護学校（以下「七生養護」という。）の生徒の半数は、隣接する福祉型障害児入所施設である七生福祉園（以下「福祉園」という。）から通っている。福祉園から通う子どもたちのなかには、親元から泣く泣く離されてきた子どもや、親から虐待を受けてきた子どもも多い。自宅から通う子どものなかにも、障がいゆえにいじめを受けるなどしてきた子どもも多く、子どもたちは、大人に対して怒りや不信感を抱え、ときに激しい怒りを爆発させてきた。パニックを起こし、暴力・暴言で他人に向かう子どもや自傷行為となって自分に向かう子どもを前に、教員たちは『何がこの子をこのようにさせるのだろうか』とその背景を考えてきた。そして、過酷な成育歴もった子どもたちに決定的に足りないものは自己肯定感であること、知的障がい故のコミュニケーション能力不足と相まって適切な信頼関係を構築することが困難であることに気づいたのである。

障がい児に対する養護学校での教育は、いわゆる普通学校でのそれとはかなり様相を異にする。生徒は、障がいの程度も多様で発達段階や学習課題もそれぞれ違うのであり、10人以下の少人数で学習を行うことが多く、担任は、その子の障がいだけでなく、成育歴や家庭の状況、日々の生活も把握し、子どもごとに学習計画を立てる。また、知的障がいをもつ子どもたちの多くは、ものごとの概念を多角的にとらえることができない、言葉だけでものごとを理解することは難しい、目新しいことを受け入れるのが苦手といった特徴を持つ。そこで、視覚的な教材を用い、立体的にして触らせ、教える言葉も具体的にし、何度も繰り返す必要がある。そして、生活指導についても、障がいの特性に応じて家庭や養護施設で行うことが困難なため、学校でも生活指導が重視され、身体を清潔に保つこと（風呂・手洗い・排泄など）や身体の仕組みを知るための教育も学校で行ってきた。

また、知的障がいがある子どもにとって、二次性徴の問題はより深刻である。知的障がいがあろうと健常児と同様に身体は成長し、小学校高学年から二次性徴が始まる。しかし、身体のイメージがつかめない知的障がい児は、精通や月経や勃起等にパニックを起こしてしまうこともある。そうした現象が起こる前に二次性徴について学習する必要があるが、家庭ではどのように教えていいか困惑してしまうことが多く、学校での教育を期待する保護者の声が強い。

七生養護での「こころとからだの学習」は、こうした子どもたちや親たちのニーズを背景に生まれたものである。

2 教員らが子どもたちを受け止め、保護者らと創ってきた「こころとからだの学習」

生活指導が重要な学習課題である知的障がい児教育においては、保護者と学校の

関わりは緊密であり、保護者は子どものパニックや自閉症によるこだわりなどについて教員に相談してきた。教員にとっても、保護者から家庭での様子を聞くことにより生活指導の大きな助けになっている。

子どもたちも、特に小学部高学年になると、性に対する興味は当然大きくなり、インターネットや雑誌などで安易に情報を入れ、教員たちや施設職員の目を盗んでは、生徒同士で性的行動をするなどが始まる。以前は、「個別に」「禁止」してきたが、それではこうした行動はなくならなかった。

1997年、七生養護で養護教諭が重いダウン症の女子の妊娠を発見し（相手は不明）、その女子が妊娠とは何かわからぬまま中絶した事件は、とりわけショッキングで、教員たちの間で、性教育に対して学校を上げて取り組むべきという機運が高まった。教員たちの議論のなかで、子どもたちが、知的障がいや過酷な成育歴故に、自己肯定感が低く恒常的に愛情に飢えているため、「性行為」を介して他人と触れ合うことの心地よさ（「やさしくされる」）に流れてしまうのではないかと考えられた。そこで、七生養護の教員は、子どもたちの愛着形成からやり直すこと（育て直し）を考えたのである。子どもたちに、ひとりひとりが望まれて生まれてきたこと、自分と他人の身体とところを大切にせねばならぬこと、「性」とはいやらしいもの・いけないものではなく命の営みであること、そうしたことを教えるなかで、他人との関係づくりのあり方を伝えたいと願ったのである。

こうした中で形成されてきた「こころとからだの学習」は、保健室をセンターとして教材や情報を交換し、学校の正式な分掌と位置付けられた「性教育検討委員会」が核となって検討を重ね、小学部から高等部まで一貫した学習を試みた。たとえば、出産をテーマとした学習では、妊娠した女性教員のお腹を触ったり、赤ちゃん人形を抱いたり、羊水をイメージした「快」の体験をしたり、「歓迎された出産」を疑似体験する子宮体験袋などの授業があった。また、身体を知るために、「ペニスタイツ」や「箱ペニス」を用いて勃起や射精を学習した。他者との関係づくりのための学習として「結婚式ごっこ」が行われたり、「北の国から」のビデオを教材にしたりもした。こうした授業の導入として、性器も含めた体の各部位を織り込んだ「からだうた」が歌われた。

このように、「こころとからだの学習」は、教員たちが子どもたちの現状を日々見ていくなかで自己肯定感や愛着形成の重要性に気づき、校内の性的問題行動へどのように向き合うかを考えるなかで、教員どうし議論と試行錯誤を重ね、創意工夫で作上げたものである。徹底して目の前の子どもたちのニーズから作り出された教育は、「妊娠」「性交」の「性」にとどまる狭い意味の性教育でなく、人間が生まれてから生きていく過程で、他の人間と関係を結び、自己を確立・成長させるた

めに必要な自己肯定感や愛着形成までも視野に入れた広い意味での「包括的性教育」の考え方に即したものであり、それは都の「性教育の手引」等でも示された大きな流れに合致したものであった。他の学校の教員らや管理職ら、都教委ですら、介入直前まで高く評価していたのである（2001年度と2002年度は都教委が予算をつけている東京都知的障害児学校校長会・教頭会主催の「平成15年度知的障害教育夏季専門研修」で原告らが「こころとからだの学習」の実践紹介をしたがそこでも評価されていた）。

3 あまりにも性急かつ強制的な介入、変更

本件介入の特徴は、それまで数十年間、国も都教委も推奨していた性教育を、都議らとその意を受けた都教委が、突然否定し、数ヶ月の間に大きく変えさせた点にある。

文部省は、「家庭や社会の現状を踏まえて、学校における性に関する指導を一層充実させる必要」（「生徒指導における性に関する指導—中学校・高等学校編—1986年3月）、「学校における性教育は、常に児童生徒等の実態等を的確に把握し、…効果的に進められるようにすることが大切」（「学校における性教育の考え方、進め方」1999年3月）、「性教育を行うためには、まず学校教育の目標や児童・生徒の実態、家庭や社会の要求などに基づいてその目標を明確にし、学習指導要領に示された各教科・道徳の性に関する内容を目標に入れて、性教育としての指導内容を選択、組織して教育課程に位置づけなければならない」（「改訂性教育指導要項解説書」）などとしてきた。戦後長きにわたって、性に関する指導を充実させること、その際に子どもの実態に応じて考えること、学校を挙げて取り組むべきことなどが推奨されてきたのである。

都議会では、2002年12月の川井議員の発言を契機に、一審被告都議らが性教育のありかたを問題にし始め、都教委としても対応を口にし始めていたが、戦後数十年にわたる性教育の流れからすれば、仮に2002年12月に方針変更が始まったとしても、2003年7月までの半年あまりではあまりにも急なものと言わざるを得ない。本件では、2003年5月末に都議が雑誌で公にされていた「こころとからだの学習」を問題視し始め、7月2日都議会質問、7月4日「視察」、以後、教材が引き上げられ、こうした動きが産経新聞によって報道され、都議らが都議会内で教材の展示会をし、教員らを調査し、年間指導計画が見直され、「都立盲・ろう・養護学校経営調査委員会」が設置され、経営アドバイザーが配置された。都議会質問から1か月間足らずの出来事であり、特に年度初めに全校で議論されて決められた年間指導計画が年度途中で大きく変更されたことは、現場に大きな混乱をもたらした。さらに、9月にはいくつかの授業を行った教員が嚴重注意処分にされ、3月にはできた

ばかりの異動要綱で約 1/3 が異動となり、「こころとからだの学習」を担った教員集団がバラバラにされた。こうした介入は、都議らと都議らに動かされた都教委が、「不適切」と決めつけてつぶしていったものであり、前提において誤っている上に、手段も極めて強制的であった。

そして、本件介入の影響は、都内の多くの学校に（そして全国に）衝撃とともに広まり、多くの学校で「性教育をやったら、七生のようになる」という委縮効果が生まれた。事件から 10 年近くが経過した現在、体系的な性教育を実施できている学校はほとんどなく、若い教員たちは、性教育をどのように実践すればよいかを知らないだけでなく、性教育はやるべきとの価値観も持ち合わせていない状況になっている。この点、地裁が「本件嚴重注意は、本件性教育という授業内容そのものが不適切であることを理由とするものであるところ、性教育は、教授法に関する研究の歴史も浅く、創意工夫を重ねながら実践実例が蓄積されて教授法が発展していくという面があるのであり、教育内容の適否を短期間のうちに判定するのは、容易なことではないと考えられる。しかも、いったん、性教育の実践がその内容が不適切であるとして否定され、これを担当した教員に対して制裁的取り扱いがされてしまえば、そのような取扱いを受けた教員その他の教員を委縮させ、創意工夫による実践実例の開発を躊躇させ、性教育の円滑な遂行が阻害されることにもなりかねない」と指摘しているとおりである。

II 都議らの政治的介入

本件の都議 3 人の介入の特徴は、①主体が政治家であること、②対象が特定校の具体的教育内容であること、③手段が政治家が学校に乗込んで教材の没収等をするという直接的なものであること、④結果が従来の教育実践を行なえない状態に追い込むものであったことである。

1 意図

2002 年 12 月 11 日、都議会本会議にて、川井しげお議員が、（国立市立第 5 小学校の性教育を批判したうえで）「一部左翼分子グループが意図的にやっているとするならば、断じて放置するわけにはいかない。今後の調査等の対応をお聞かせ願いたいと思います」と発言している。また、2003 年 2 月 14 日の都議会本会議では、本件被告の 1 人である古賀都議が、ジェンダー・フリーについて「日本人の人格自体を破壊し、日本や家庭という共同体を敵視した新たな革命運動」「この新しい革命運動のもう一つの顔が、今日、全国各地で問題となっている、常軌を逸した、異常な、露骨な学校での性教育」と発言している。都議らは、子どもたちのニーズにこたえようと始まった「こころとからだの学習」を、左翼分子グループの革命運動

と決めつけ、「つぶさなければ」と考えたのである。

2 方法

都議らは、まず、都教委に圧力をかけることを考えた。2003年5月29日、古賀都議は、都教委に対し、「人間と性」教育研究協議会の季刊誌「セクシュアリティ」に掲載されている七生を含む4つの実践例の教材が過激だとして問題視し、都教委に持ち込んだ。この後、都教委は都議らと何度も打合せを行い、都議らに調査結果を報告している。6月20日には、盲・ろう・養護学校校長連絡会において、「都議が問題視しているの見直しを」と話しているが、これは、6月27日に土屋都議から質問通告を受ける前に都議らに伝えることを決めていたことを示すものである。

7月2日には、都議会本会議において、土屋都議が、「最近の性教育は、口に出す、文字に書くこともはばかれるほど、内容が先鋭化し、世間の常識とはかけはなれたものになって」とし、①過激な性教育、不適切な教材配置の実態を調査すること、②320人いる指導主事を活用して教員を直接指導すること、③週案の提出を徹底させること、④不適切図書や教材について、第一に調査、第二に廃棄処分すべきことを求めた。都知事は、「どれを見てもあきれ果てる」「異常な信念をもって異常な指導をする先生」、教育長は「極めて不適切な教材」であり今後教材が使用されないよう強く指導すると答え、土屋都議から求められた①～④のとおりに行動していったのである。

7月4日、都議らは当日朝に七生養護の校長に視察申入れをし、校長から説明を聞いたあと保健室を「視察」した。保健室内を物色し、教材を撮影し、棚の教材を取り出して人形の下半身をむき出しにして撮影するなど、授業時間中の学校であることを忘れて傍若無人の行動をした。そして、養護教諭に「こういう教材を使うことをおかしいと思いませんか」「感覚が麻痺しているよ」「俺たちは国税と同じだ。1円までも暴いてやるからな」「わけのわからない2人は出て行ってもらってもいいんだ」などと発言したのである。

都議らは、こうした行動を産経新聞に知らせ、産経新聞は、7月2日朝刊で質問の予告記事をのせ、3日朝刊で質問の様子を「不適切な性教育、都内全校で実態調査」と詳しく報道し、7月4日の「視察」にも同行して記事にした。

3 裁判所の判断

裁判所は、都議らが「視察」の際に保健室で、養護教諭の資質や人格を非難した点について、「不当な支配」にあたり、侮辱行為であり名誉感情を違法に侵害するとして都議らの共同不法行為が成立するとした。

Ⅲ 都教委の政治的介入

1 動機

「都教委は、2002年11月ないし12月ころ以降に被告都議らから指摘を受けるまでは、本件養護学校等の性教育を学習指導要領等に違反するとして問題視した形跡がないばかりか、（…本件養護学校の養護教諭らを講師に招いて研修会を共催することもしていた）」（地裁判決）。都教委が本件を問題視したのは、明らかに都議の意向を受けてのものである。

裁判のなかで、都教委は、しきりに「学習指導要領違反」を強調した。しかし、冒頭に述べた障害児教育の特徴、そして教科教育と異なる配慮が求められる性教育の特徴から、障がい児の性教育について、学習指導要領は「何年に何を教えなければならない」などと明確にしているわけではない。「学習指導要領違反」は後付けの理屈なのである。

2 方法

7月2日の土屋都議の質問に対し、都知事は「どれを見ても、あきれ果てる」、「異常な何か信念をもって、異常な指導」をしている、「教育委員会が今以上にアクティブに活躍していくことを期待しております」と答弁し、教育長は、「からだうた」の「歌の内容は、とても人前で読むことがはばかられる」、「男女の性器の名称が、児童の障害の程度や発達段階への配慮を欠いて使用」されている「極めて不適切な教材」とし、今後教材が使用されないよう強く指導すると答弁した。この答弁について、高裁判決は、「確かに本件養護学校における本件性教育についてどこまで事実関係を把握した上で本件答弁がなされたかには、疑問があるところである」（96頁）とした。都教委は、調査が不十分なまま7月2日に「不適切」と断じ、その後7月9日以降教員らから聴き取りをするのであるが、その調査は「不適切」と決めつけたうえでのものだったのである。

そして、4日の「視察」に同行し、この「視察」の後教材を持ち去った。持ち去った教材は、268点にのぼり、9月30日に33点返還されたものの、114点は（不適切と判断して）指導部に所属替えをされた。管理職は「都教委より調査のために回収された教材は今後使用できない」と言い、「こころとからだの学習」の多くができなくなった。

7月9日以降、指導主事が学校に押しかけ「不適切な性教育の指導について」等を1人1人「調査」した。これは、その後設置された「都立盲・ろう・養護学校経営調査委員会」の「組織的に行われていた不適切な性教育」があったとする報告書にまとめられ、また9月になされた嚴重注意処分の材料とするためのものであった。

何度か開かれた保護者会では、保護者から都教委や管理職に対し、「なぜ地域の

人より部外者の意見ばかり重視するのか」「きちんとしているのに何を改善するのか」などの意見が出たにもかかわらず、7月以降、「こころとからだの学習」に関する年間指導計画が全面的に見直された。

さらに、都教委は、9月11日、教員9人を都庁に呼び出し、「学習指導要領を踏まえない性教育を行った」と厳重注意にした。

そして、3月末、全体の1/3にのぼる教員が異動させられ、集団が破壊されたのである。教員らは異動先で「あの七生からきた」として孤立することも多かった。

3 裁判所の評価

裁判所は、教育委員会の権限行使に「教員の創意工夫の余地を奪うような細目にまでわたる指示命令等を行うことまでは許されない」という制限があることを確認し、学習指導要領の法規性と実践者の裁量について、「学習指導要領に記述されている内容は、膨大であり、記述の仕方にも様々なものがあるところ、その一言一句が拘束力すなわち法規としての効力を有するということは困難である。法規としての効力を有するというためには、その性質上当然に、基準として遵守を命じる内容が、客観的に確定され得るものであることが要請される…。したがって、学習指導要領の記述のうち、理念や方向性のみが示されていると見られる部分、抽象的ないし多義的で様々な異なる解釈や多様な実践がいずれも成り立ちうるような部分、指導の例を挙げるにとどまる部分等は、法規たり得ないか、具体的にどのような内容又は方法の教育とするかについて、その大枠を逸脱しない限り、教育を実践する者の広い裁量に委ねられて」いる旨述べ、このような部分につき「学習指導要領に違反したと断ずるためには、そのような広い裁量の範囲をも逸脱していることが認められなければならない」（高裁）と判示し、「性教育として、何が優れているのかは、教育に関する専門的知識を踏まえた議論によって決すべきこと」との重要な原則的立場を前提に、「こころとからだの学習」のいずれの実践も（都議会で弾劾された「からだうた」を含め）「学習指導要領に違反すると断ずることはできない」と明確に判断した（高裁）。

そして、都議らによる本件視察に同行した都教委の職員らには、都議らによる「不当な支配」から本件養護学校の個々の教員を保護する義務があったというべきであるとして都教委の保護義務の存在を認め、「被告都教委の職員は、教育に対する『不当な支配』から教員を保護するよう配慮すべき職務上の義務に違反したものである」というべきであり、このような被告都教委の職員の不作為は、国家賠償法上、違法というべきである」（地裁）とした。

厳重注意については、「原告教員らは、七生福祉園や保護者の意見も徴しながら、その創意工夫により本件性教育の実践を積み重ねてきたといい得る」とし、他方、

都教委については、「児童・生徒やその保護者から事情聴取をした形跡はなく、教育学等の専門家の知見をどの程度導入して検討したかも明らかでない」（地裁）と批判し、「本件性教育が学習指導要領に違反するか、児童・生徒の発達段階を踏まえたものかどうか十分確認せずにされたものとして、社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権を濫用したものとして、違法というべきである」として損害賠償請求を認めた。

しかし、その他の都議ら、都教委の行動は違法にならないとされ、産経新聞の責任も認められなかった。たとえば、年間指導計画の変更について高裁判決は、「實際上、同都教委の指導、助言の影響力が強かったとしても、その見解が、本件性教育が本件学習指導要領に違反しているとした点は妥当ではなかったものの、在るべき性教育の内容及び方法に関する誤ったものであったというべき理由はない」とした。しかし、学習指導要領に「反している」としてなされた「指導、助言」が「反していない」とされた判決のなかで正当化されることは明らかに不合理である。

IV 「こころとからだの学習」裁判の今後

「こころとからだの学習」裁判は、教育法学会での報告の機会をいただいた 2012 年 5 月末現在、最高裁判所に三者（一審原告ら、東京都、都議ら 3 人）が行った上告・上告受理の審理を待っている。弁護団としては、七生養護学校事件が、教育内容への直接的政治的介入であって、その影響も甚大であることに鑑み、教育法学会の先生にもご協力をお願いし、控訴審判決をさらに前進させる最高裁判決を得たいと考えている。

V 議会、教育委員会による教育実践への介入

1 教育は現場で行われていること

本件判決でも示された「地教委万能論」（地教委は、国と異なり「一般的な指示を与え、指導、助言を行うとともに、特に必要な場合には具体的な命令を発することができる」という議論）は大きな問題であり、打ち破られなければいけない。そして、その鍵は、同じく本件判決で示された「教員の創意工夫の余地を奪うような細目にまでわたる指示命令等を行うことまでは許されない」という点にある。

筆者ら弁護団は、原告とならなかった保護者も含め多くの保護者から、知的障がいをもつ子どものたいへんさについて学び、知的障がいをもつ子どもの二次性徴に直面する親の苦勞について学んだ。また、原告ら教員からは知的障がいをもつ子ど

もたちの教育とはどのようなものなのかを具体的に学んだ。裁判所が教員の創意工夫について触れたのは、教員が、子どもたち・親たちの現実を前に創意工夫を重ねてきたことをいくばくかでも届けられたからだと思う。

「子どもの教育」は「教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ、その個性に応じて行わなければならない」（学テ判決）以上、教育は子どもの前で行われるものである。教員は、子どもたちの現実を前に創意工夫をする義務と権限があるのであり、その創意工夫を現場外から強制的に否定したのでは、個性に応じた教育はできない。

今こそ、教育は現場で行われていることを、裁判所に確認させる必要がある。

2 教育介入のなかで

筆者は、「土下座事件」として産経新聞などが大きく取り上げた 2000 年の国立 2 小の事件（2008 年 11 月最高裁上告棄却）、八王子市・町田市における中学校教諭への君が代不起立戒告事件（2011 年 6 月 14 日最高裁上告棄却）も代理人として担当し、本件が、教育への政治的介入という意味で、こうした「日の丸・君が代」の事件との共通性があると感じている。

しかし、本件は、教員らの思想信条とは無関係に、学校全体で取り組んだ、教育実践を否定する介入という点では、「日の丸・君が代」事件とは異なるのであり、弁護団もこうした相違点を意識しながら取り組んできた。最高裁が「日の丸・君が代」事件では判断を避けた憲法 26 条と「不当な支配」について、本件で何らかの判断を示すことを期待している。

そして、そのことが、性に関する確かな知識とともに自己肯定感を育むことが必要な子どもたちに、ふたたび「こころとからだの学習」を届けることにつながると信じている。

以 上